

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

	所管課（室）名
◎ 規 則	
○長崎県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	雇用労働政策課
◎ 告 示	
・身体障害者福祉法に基づく医師の指定	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	"
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新	"
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正	農 政 課
・保安林の指定（3件）	林 政 課
・都市計画の変更（2件）	都 市 政 策 課
・道路の区域変更（9件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（9件）	"
・一般競争入札の参加者の資格等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	"
・土地改良区の役員の退任	農 村 整 備 課
・土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定	"
・一般競争入札の実施	警 察 本 部 会 計 課
◎ 議 会 訓 令	
○長崎県議会事務局職員の記章に関する規程の一部改正	議 会 事 務 局
◎ 公 安 委 員 会 告 示	
・警備員等に対する検定の実施（2件）	生 活 環 境 課
◎ 選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
・令和5年4月9日執行の長崎県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表の一部訂正について	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室

規 則

長崎県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第4号

長崎県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

長崎県訓練手当支給規則（昭和41年長崎県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(訓練手当の支給)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 訓練手当の申請の際には、支給対象者に対し、次に掲げる事項の提供を求めることとする。なお、訓練手当支給事務を行う者は、支給対象者に対し、本人確認書類等で各項目に係る事実を確認することとする。</u></p> <p>(1) <u>申請する手当の種類</u></p> <p>(2) <u>支給対象者の個人番号</u></p> <p>(3) <u>支給対象者の氏名（振り仮名を付すものとする。）</u></p> <p>(4) <u>支給対象者の生年月日</u></p> <p>(5) <u>支給対象者の性別</u></p> <p>(6) <u>支給対象者の住所</u></p> <p>(7) <u>被扶養者の有無</u></p> <p>(8) <u>その他知事が必要と認める情報</u></p> <p>3 第1項の訓練手当の請求を受けた場合において、請求内容を審査し、これを適当と認めるときは請求書ごとに支給額を決定し、訓練手当を申請書に記載された受給資格者本人の指定口座に振り込むものとする。</p>	<p>(訓練手当の支給)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の訓練手当の請求を受けた場合において、請求内容を審査し、これを適当と認めるときは請求書ごとに支給額を決定し、訓練手当を申請書に記載された受給資格者本人の指定口座に振り込むものとする。</p>

様式第1号及び様式第1号の2の〈添付書類〉の6の次に「7 被扶養者の有無を確認できる書類（課税証明書等）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第106号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

番号	医師名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
1	安増 哲生	泌尿器科	社会医療法人青洲会病院	平戸市田平町山内免612-4	令和6年3月1日
2	林 信孝	神経内科	独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター	東彼杵郡川棚町下組郷2005-1	令和6年3月1日

長崎県告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日

カインド薬局	西彼杵郡時津町西時津郷847-1	令和6年2月1日
福江薬局本店	五島市中央町5-16	令和6年2月16日
福江薬局松山店	五島市松山町104-1	令和6年2月16日
福江薬局吉久木店	五島市吉久木町444-1	令和6年2月16日
福江薬局濠前店	五島市武家屋敷1-1-32	令和6年2月16日
アイビー薬局 昭和町店	長崎市昭和3丁目2-4	令和6年3月1日

長崎県告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
新生堂調剤薬局 ミナトパーク店	長崎市新地町8-16	令和6年3月1日
ニック調剤薬局 本店	佐世保市下本山町1314-1	令和6年3月1日
ことひら薬局	佐世保市御船町5-30	令和6年3月1日

長崎県告示第109号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 8 畜産課関係						別表（第2条関係） 8 畜産課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略						1～3 略					
4	長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金	「長崎和牛」の増頭及び維持を推進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 一部一貫チャレンジ事業 繁殖経営の一部一貫の取組に要する経費 (2) 肥育素牛導	(1) 1頭当たり10万円以内 (2)	(1) 略 (2) 農	4	長崎和牛肥育素牛導入事業費補助金	「長崎和牛」の増頭及び維持を推進する。	(1) 規模拡大を図る肥育牛生産者等に対する素牛の導入に係る経費 ア 構造改善 チャレンジタイプ 繁殖農家が新たに一	(1) ア 1頭当たり10万円	(1) 略

		入事業 肥育経営の 肥育用素牛導 入に要する経 費	ア 1頭 当たり 8万円 以内 イ 1頭 当たり 5万円	業協 同組 合、 農業 協同 組合 連合 会及 び一 般社 団法 人配 合飼 料価 格安 定基 金協 会			部肥育経営 を行うこと により、生 産体制構造 の改善を図 る。			
		ア 県内市場 導入型 イ 一般導入 型					イ 一般導入 タイプ 県内の肥 育農家が県 内外の市場 から肥育素 牛を導入す ることによ り、長崎和 牛の生産拡 大を図る。		イ 1頭 当たり 5万円	
		(3) 略	(3) 略	(3) 略			(2) 略	(2) 略	(2) 略	
5～35 略					5～35 略					
備考 略					備考 略					

長崎県告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

東彼杵郡波佐見町金屋郷字原口1924の1、1925、字浦山1927、1929の2、1930、1930の1、1930の2、1932、1932の2、1961、字深迫2275、2277、2279、2281、2282、2284、2285の1、2285の2、2285の4、2286、2287、字前田2290の1、2290の2、2291、字山ノ田2337

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び波佐見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字築地39の1、39の2、39の4、39の18、39の23から39の25まで、40の1、75の34

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇築地39の2・39の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第112号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

南松浦郡新上五島町有川郷字かしの口2346の1・2369の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類

長崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

長崎都市計画区域（長崎市、諫早市及び西彼杵郡長与町の各一部並びに西彼杵郡時津町の全部）

3 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎県県央振興局並びに長崎市役所、諫早市役所、長与町役場及び時津町役場

長崎県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類

長崎都市計画 市街化区域と市街化調整区域との区分

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 長崎県長崎市及び諫早市並びに西彼杵郡長与町及び時津町の各一部

3 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎県県央振興局並びに長崎市役所、諫早市役所、長与町役場及び時津町役場

長崎県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 巖原豆酛美津島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町加志字送り94番1地先から 対馬市美津島町吹崎字大久保95番1地先まで	前A	8.8~77.8	1,484.5	
	後A	8.8~77.8	1,484.5	
	後B	8.0~44.7	1,048.1	

長崎県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 奥ノ平時津線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷字開田1295番7地先から 西彼杵郡時津町日並郷字開田1299番5地先まで	前	12.2~13.2	17.8	
	後	12.0~13.2	17.8	

長崎県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 奥ノ平時津線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷字火籠1320番3地先から 西彼杵郡時津町日並郷字馬場2175番3地先まで	前	11.7~13.8	74.7	
	後	11.7~13.8	74.7	

長崎県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 奥ノ平時津線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷字馬場2174番2地先から 西彼杵郡時津町日並郷字馬場2175番8地先まで	前	12.5~12.9	15.0	
	後	12.0~12.5	15.0	

長崎県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 奥ノ平時津線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷字中曾根2189番9地先から 西彼杵郡時津町日並郷字中曾根2189番9地先まで	前	13.0~13.6	10.3	
	後	12.5~13.3	10.3	

長崎県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 奥ノ平時津線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷字中曾根2215番5地先から 西彼杵郡時津町日並郷字釜島3368番1地先まで	前	12.6~13.8	9.4	
	後	12.6~13.4	9.4	

長崎県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 大浜福江線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市下崎山町33番1地先から 五島市下崎山町154番4地先まで	前	9.8~17.6	314.4	
	後	9.8~17.6	314.4	

長崎県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 上志佐今福停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市今福町仏坂免字小熊川1358番1地先から 松浦市今福町仏坂免字獄ノ埒1063番2地先まで	前	5.5~29.4	38.2	
	後	9.8~27.6	66.0	

長崎県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 上志佐今福停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市今福町仏坂免字獄ノ塙1073番1地先から 松浦市今福町仏坂免字獄ノ塙1079番1地先まで	前	16.4~45.5	33.3	
	後	16.4~48.8	33.3	

長崎県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷字火籠1323番3地先から 西彼杵郡時津町日並郷字中曽根2189番9地先まで	令和6年3月8日

長崎県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷字中曽根2215番5地先から 西彼杵郡時津町日並郷字釜島3368番1地先まで	令和6年3月8日

長崎県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷字釜島3376番5地先から 西彼杵郡時津町日並郷字釜島3376番3地先まで	令和6年3月8日

長崎県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大浜福江線	五島市下崎山町33番1地先から 五島市下崎山町172番4地先まで	令和6年3月8日

長崎県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 玉之浦大宝線	五島市玉之浦町玉之浦字水垂1714番10地先から 五島市玉之浦町玉之浦字水垂1714番10地先まで	令和6年3月8日

長崎県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 巖原豆殿美津島線	対馬市巖原町安神字陰上原241番39地先から 対馬市巖原町安神字陰上原241番38地先まで	令和6年3月8日

長崎県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 神ノ浦港長浦線	長崎市神浦扇山町字白木川尻128番1地先から 長崎市神浦扇山町字白木川尻148番1地先まで	令和6年3月8日

長崎県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

一般県道 上志佐今福停車場線	松浦市今福町仏坂免字小熊川1358番1地先から 松浦市今福町仏坂免字大井手1157番1地先まで	令和6年3月18日
-------------------	--	-----------

長崎県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 獅子津吉線	平戸市船木町字ロンデ129番地先から 平戸市船木町字ロンデ155番5地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第133号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類（数量は年間購入予定数量）は、次のとおりとする。

複合機用トナーカートリッジ外

トナーカートリッジ	黒色	CT202630	250本
トナーカートリッジ	青色	CT202631	180本
トナーカートリッジ	赤色	CT202632	180本
トナーカートリッジ	黄色	CT202633	180本
トナーカートリッジ	黒色	CT203138	110本
トナーカートリッジ	青色	CT203139	80本
トナーカートリッジ	赤色	CT203140	80本
トナーカートリッジ	黄色	CT203141	80本
ドラムカートリッジ		CT351104	190本
トナー回収ボトル		CWAA0901	340本

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和6年3月25日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電話〕 095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フリーマーケットACB長崎時津店

（仮称）シャトレーゼ長崎時津店

長崎県西彼杵郡時津町日並郷字岩山1085番地118

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社シーサイド城下町 代表取締役 安藤正吾

長崎県島原市湊町1番地1

株式会社H&S 代表取締役 濱下伸人

長崎県諫早市若葉町225番地64

(3) 変更しようとする事項

駐輪場の位置

(4) 変更の年月日

令和6年3月31日

2 届出年月日

令和6年2月16日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、時津町建設部産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ララながよ
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1175番地1 ほか23筆
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長与町長 吉田慎一
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長与町産業振興課及び時津町産業振興課

土地改良区の役員（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐々東部土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があった。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
藤 永 繁	北松浦郡佐々町須崎免480

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、西海町土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 変更後の土地改良事業計画書（西海町土地改良区 維持管理計画書）
 - (2) 変更後の定款
- 2 縦覧期間
令和6年3月8日から令和6年3月28日まで
- 3 縦覧場所

平 日：西海市役所 西海ブランド振興部 農林緑推進課
土日祝日：西海市役所 本庁 宿直室

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入（単価契約）について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品、規格及び年間予定数量

複合機用トナーカートリッジ外

① トナーカートリッジ 黒色	CT202630	250本
② トナーカートリッジ 青色	CT202631	180本
③ トナーカートリッジ 赤色	CT202632	180本
④ トナーカートリッジ 黄色	CT202633	180本
⑤ トナーカートリッジ 黒色	CT203138	110本
⑥ トナーカートリッジ 青色	CT203139	80本
⑦ トナーカートリッジ 赤色	CT203140	80本
⑧ トナーカートリッジ 黄色	CT203141	80本
⑨ ドラムカートリッジ	CT351104	190本
⑩ トナー回収ボトル	CWAA0901	340本

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所及び条件

入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物件ごと一括して入札に付する。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

また、1年間の納入実績が入札書様式に記載されているそれぞれの品目の予定数量とした場合の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）の規定による資格を開札日現在で有している者であること。

(4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要な事項

- を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県出納局物品管理室
(電話) 095-895-2884
(提出期限) 令和6年3月25日(月)17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(名称) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)
(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
(電話) 095-820-0110 (内線2231)
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書によるものとする。
(2) 入札説明書の交付期間は、この公告の日から令和6年4月18日(木)17時00分まで(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)に定める休日を除く。)とする。
(3) 入札説明書の交付場所は、4の部局等とする。
(4) 入札説明会を行わない。
- 7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部3階入札室
(日時) 令和6年4月24日(水)13時30分
開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
(受領期限) 令和6年4月23日(火)17時00分(必着)
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内に必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約金額(各契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は、無効とする。
なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をしたとき。
 - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) すべての入札単価が長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定単価の制限の範囲内での入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 14 落札決定の取消
- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止の措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Unit-price contract of consumption articles for toner cartridge
 - (2) The term of contract:
As shown in the specification document
 - (3) Place of delivery:
As shown in the specification document
 - (4) Time-limit for the submission of tender by registered mail:
PM5:00 April 23, 2024
 - (5) Date and time for the opening of tender:
PM1:30 April 24, 2024
 - (6) Point of contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police Tel 095-820-0110 ext 2231

議 会 訓 令

長崎県議会訓令第1号

長崎県議会事務局職員の記章に関する規程（昭和51年長崎県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
 令和6年3月8日

長崎県議会議長 徳永 達也

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、長崎県議会事務局職員（長崎県職員定数条例（昭和24年長崎県条例第43号）第2条第1項第1号に定める職員（以下「職員」という。））の身分を明確にし、品位を保持するため、職員の記章（以下「記章」という。）及びその着用に関する事について定めることを目的とする。</p> <p>(記章)</p> <p>第2条 記章は、別図のとおりとする。</p> <p>(記章の交付)</p> <p>第3条 記章は、職員に無償貸与するものとし、新たに職員となった後直ちに長崎県議会議長（以下「議長」という。）から交付する。ただし、新たに職員になった者で長崎県職員の記章に関する規程（平成3年長崎県訓令第14号）に定める記章が貸与されている場合は、当該記章をこの規程に定める記章とみなし、議長からの記章は交付しない。</p> <p>(貸与又は譲渡の禁止)</p> <p>第4条 職員は、記章を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>(記章の着用)</p> <p>第5条 職員は、記章を着用しなければならない。 2 記章は、原則として、左胸上部の適当なところに着用するものとする。</p> <p>(記章の再交付)</p> <p>第6条 職員は、議長から交付を受けた記章を紛失し、又はき損したときは、記章再交付申請書（別記様式）を議長に提出して、記章の再交付を受けなければならない。 2 職員は、前項の規定により記章の再交付を受けるときは、その紛失又はき損がやむを得ない理由によると認められる場合を除き、記章の実費を負担するものとする。</p> <p>(記章の返還)</p> <p>第7条 職員が退職等により職員でなくなった場合において、議長から記章の交付を受けている者は、遅滞なく記章を議長に返還しなければならない。</p> <p>別図（第2条関係） 長崎県議会事務局職員の記章 1 略 2 材質 純銀製、丹銅製又は黄銅（真鍮）製 略</p> <p>別記様式（第6条第1項関係） 記章再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p>第1条 長崎県議会事務局職員（非常勤及び臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）は、その身分を明らかにするため、長崎県議会事務局職員の記章（以下「記章」という。）をつけなければならない。</p> <p>第2条 記章の形状及び制式は、別記のとおりとする。</p> <p>第3条 記章は、無償で交付する。</p> <p>第4条 前条による記章の交付は、総務課において取り扱い、その都度、交付台帳に整理しておくものとする。</p> <p>第5条 記章は、左えり部又は左胸部につけなければならない。</p> <p>第6条 記章は、常にその取扱を慎重にし、き損し、又は紛失しないように注意しなければならない。 2 記章をき損し、又は紛失したときは、その旨を届出て、再交付を受けなければならない。</p> <p>第7条 記章は、退職その他により職員でなくなったときは、速やかに返納しなければならない。</p> <p>別記（第2条関係） 長崎県議会事務局職員の記章 1 略 2 材質 純銀製 略</p>

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和6年3月18日（月）から同年3月28日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は、受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次のいずれかの書面

（ア）申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

（イ）申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次のいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

13,000円

(2) 納付方法

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 問合せ先

(1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(2) 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年3月8日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場 所
核燃料物質等危険物	令和6年6月27日（木）午前9時から	

運搬警備業務 1級	午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
核燃料物質等危険物 運搬警備業務 2級	令和6年6月28日（金）午前9時から 午後6時までの間	

2 検定予定人員

各区分とも5人

3 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 核燃料物質等危険物に関すること。

㊩ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊪ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

㊫ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊧ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

㊨ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 核燃料物質等危険物に関すること。

㊩ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊪ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊧ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和6年3月18日（月）から同月28日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。また、

郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

㊦ 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

㊧ 次に掲げるいずれかの書面 1通

a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

㊨ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

㊦ 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

㊧ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

各区分とも16,000円

(2) 納付方法

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

各検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第5号

令和5年4月9日執行の長崎県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、候補者山田真美の出納責任者から訂正の報告があったので、公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨（令和5年12月12日長崎県選挙管理委員会告示第41号）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年3月8日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 選挙の種類 令和5年4月9日執行 長崎県議会議員一般選挙（長崎市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,929,000円

3 報告書の要旨

「

候補者氏名	山田真美	所属党派	日本維新の会	期 間	令和5年2月17日から 令和5年4月14日まで	第1回分
出納責任者氏名	山田真美					
収入			円	支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	336,500	
日本維新の会本部		600,000		家屋費		
日本維新の会長崎県総支部		50,000		選挙事務所費	82,700	
その他の寄附		0		集合会場費等	128,271	
その他の収入		2,000,000		通信費	105,656	
				交通費	107,830	
				印刷費	1,313,000	
				広告費	541,900	
				文具費	0	
				食糧費	192,685	
				休泊費	0	
				雑費	646,248	
今回計		2,650,000		今回計	3,454,790	
前回計		0		前回計	0	
総計		2,650,000		総計	3,454,790	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ポスターの作成			1,189,320円		
	ビラの作成			123,680円		
	計			1,313,000円		

報告書受理年月日	令和5年4月17日	第1回報告分
----------	-----------	--------

」

を、

「				期 間 令和5年2月17日から 令和5年4月14日まで		第1回分	
候補者氏名	山田真美	所属党派	日本維新の会				
出納責任者氏名	山田真美						
収入			円	支出			円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費			336,500
日本維新の会長崎県総支部		650,000		家屋費			
その他の寄附		0		選挙事務所費			82,700
その他の収入		2,000,000		集合会場費等			128,271
				通信費			105,656
				交通費			107,830
				印刷費			1,313,000
				広告費			541,900
				文具費			0
				食糧費			192,685
				休泊費			0
				雑費			646,248
今回計			2,650,000	今回計			3,454,790
前回計			0	前回計			0
総計			2,650,000	総計			3,454,790
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額			
	ポスターの作成			1,189,320円			
	ビラの作成			123,680円			
	計			1,313,000円			
報告書受理年月日		令和5年4月17日		第1回報告分			

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表
直通表
(八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号
株式会社
寺田
田
宏
弥ト

に改める。